

## 第1回 上牧町まちづくり基本条例検証委員会 議事録

【日時】平成30年7月19日 午前9時30分～午前11時30分

【場所】上牧町役場 3階 委員会室

【出席委員】

区分	氏名	所属等
学識経験者	新川 達郎	同志社大学大学院 教授
	中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
	土山 希美枝	龍谷大学 教授
住民	小林 三紘	
	井尻 常正	
	西田 久美子	
	藤村 安則	
	吉田 義男	
	町議会議員	遠山 健太郎
	東 充洋	上牧町議会議員
町職員	西山 義憲	上牧町 副町長
	阪本 正人	上牧町 総務部長

【事務局】政策調整課 中川理事（事務局長）、俵本課長補佐、日高係長、大坪主査、吉田主事

【傍聴者】2名

- 【次第】
- 1・開会
  - 2・委嘱状交付
  - 3・委員紹介
  - 4・委員長及び副委員長の選出
  - 5・議題（1）検証委員会の進めかたについて  
議題（2）条例の検証(第8章)
  - 6・その他
  - 7・閉会

【議事】

### 1・開会

事務局から開会のあいさつ。

事務局が本委員会の録音および写真撮影の許可を求め、委員会から承認される。

### 2・委嘱状交付

町長が公務で不在のため、事務局長が町長挨拶を代読する。

委嘱状（任命書）が机上配布にて交付される。

### 3・委員紹介

事務局から各委員が紹介される。

### 4・委員長及び副委員長の選出

事務局から委員長及び副委員長の選出について条例の説明があり、委員会へ意見を求める。

吉田委員から、事務局一任の声が挙がり、他委員から異議無しと承認される。

事務局から事務局案として、新川委員を委員長、中川委員を副委員長とする案が提案される。

事務局から提案理由として、初回となる上牧町まちづくり基本条例検証委員会は運用面を中心とした検証となることが想定されており、このことから検証委員会は、委員、委員長及び副委員長が上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会と同じ構成での検証が適切であると考えたため、と説明がある。

事務局案は委員会から異議無しと承認され、新川委員長、中川副委員長が選任される。

### 5・議題（1）検証委員会の進めかたについて

#### ①事務局説明

事務局から、検証委員会に先立ち上牧町役場内で内部検証を行ったこと、内部検証の方法と過程の説明、及び内部検証結果の提示がある。

加えて、委員会では内部検証結果を踏まえて検証し、その結果を答申書として作成してほしいと説明がある。

#### ②委員の選出方法

藤村委員から検証委員会委員の選出方法について、一般公募されたかと質問がある。

事務局から、本条例検証は初めてのことであり、制定検討時と同じかたに検証してもらいたいとの考えから公募は行っていないと回答があった。

#### ③運用マニュアル等の文書化

藤村委員から制定時に検討なされた運用マニュアル等は文書化されたかと質問があり、文書が無いようだと内部検証をするうえで評価基準が定まらない、文書化されるべきだと意見があがる。

事務局は、マニュアルは無いが、各事務においては要綱等を作成して進めており、逐条解説等を用いて評価基準が動かないように実施していると回答した。

#### ④検証委員会での検証の範囲

遠山委員から検証委員会での条例の検証範囲について確認がある。

委員会では条例全てを確認することと確認された。

#### ⑤【結果】検証の進め方について

事務局案をもって検証することと決定された。

### 議題（2）条例の検証(第8章)

#### ①事務局説明

事務局から第 8 章 36 条広域連携についての解説と、内部検証での結果について、様々な連携に取り組めたので「A（概ね達成している）」、課題解決と財政運営に効果的であったので今後の方針は「A（継続推進）」、条例の趣旨に則って運用できているので条例の改正の必要性は「不要」と評価したことが説明された。

#### ②防災連携

委員会から防災関係の成果が挙がっていないことについて質問され、事務局は防災関係については第 17 条の危機管理の条でも述べると回答した。

#### ③広域連携についての解釈

他市町村との連携のみが検証の対象となるか、町内外の民間を含む他団体も検証の対象となるかについて検討される。

副委員長から、条例第 8 章は「広域連携等」となっており、第 36 条は「広域連携」と表現が異なり、他に適切な条が無いとため、第 8 章「広域連携等」の表現に従い他団体もこの条で検証していいのではないかと意見が出る。

遠山委員からは、制定時には連携を重要視していたので、民間や NPO といった他団体との連携も含めていいのではないかと、井尻委員からは制定時の趣旨は市町村との連携ではないかと、藤村委員からは制定時にはそこまで明確にする議論はされていなかったと意見が挙がる。

委員長は町内団体との連携に関しては第 7 章で検証するので検証せず、町外の団体との連携は検証すると決定した。

#### ④参考資料の取扱い

吉田委員から参考資料を正式な資料と事前に同時配布してほしいと希望が出て、事務局はそれを了承した。

土山委員から参考資料を正式な資料とするように意見が出て、事務局は検討するとした。

#### ⑤個別事業の評価検証

副委員長と土山委員からは条文を検証する委員会であるので、個別の事業評価については言及するべきではないと意見があり、吉田委員からは個別について検証することが重要なのではないかと意見がある。

委員長は個別事業の検証を行うには時間が不足現実的では無いために、条例に沿った行政運営となっているかに注意して検証を行うと決定した。

ただし、個別事業についてまったく検証は行わないとはせず、検証の程度については今後委員会の中で決めていき、重要なものについては個別事業であっても深く議論を行うとした。

#### ⑥内部検証結果

内部検証結果の内容について、小林委員から、行った事業を書き出していく方法では課

題が不明瞭であり、課題が不明瞭であれば結果を評価することは難しいと意見があり、また、藤村委員からは「様々な」という表現ではわかりにくいので一目でわかるような形式が良いと意見が出る。

土山委員からは条例ができたことで、どのように事業が変化したかを前後が比較できるように示される内容が良いと意見がある。加えて、内部検証結果の達成度について、事業評価となっている部分があると指摘がある。

委員会は施策分野別、または連携の相手方の分野別で整理すると結論した。

事務局は記載する項目や連携協定を精査すると回答した。

#### ⑦条例の改正

副委員長から条文を変更しないほうが良いのではないかと意見が出て、委員会としても条例の改正は行わないとした。

#### ⑧検証の最終結果

委員会は第 8 章についてこの会議で出た委員会の意見を事務局と調整し、再度委員会で確認を行い最終判断とするとした。

### 6・その他

#### ①議事録について

議事録については、事務局が発言者名を記載し、要点筆記を行い委員に確認を取ると決定された。

#### ②スケジュール

今後の委員会実施日については一部途中退席委員がいるため、この場では決めずに別途メールにて調整、決定を行うこととなった。

### 7・閉会

以上